

庫費支辨ニ屬スヘキモノハ直チニ假留監ニ押送スヘシ  
但從前陸軍法衙ヨリ發配ノモノ有之候ハハ本文同様取計フヘシ

軍、軍法會議ノ處斷ヲ受ケ地方監獄ニ拘禁セラルヘキ者ニ關スル件 (明治二十八年五月内務省訓令第七號)

軍、軍法會議ノ處斷ヲ受ケ地方監獄ニ拘禁セラルヘキ者ニ在テハ軍籍又ハ所屬部隊アルモノハ其屬スル軍衙又ハ部隊所在ノ地方監獄ノ所屬トシ軍籍又ハ所屬部隊ナキモノハ該囚住居地ノ地方監獄、現在ノ住居地ナキモノハ最終ノ住居地地方監獄ニ屬スル儀ト心得ヘシ

在府縣獄囚徒費小科目流用方 (明治十五年十月内務省達乙第五十二號)

在府縣囚徒費小科目(獄費、已決囚諸費、警備費)彼此流用支辨セントスルトキハ當省ヘ伺出候儀ト可相心得此旨相達候事

但本件伺出候節ハ金員仕譯書添付スヘシ

陸軍監獄條例第十五條ニ依レル女囚ヲ地方監獄ニ囑託セルトキノ費用請求方 (明治二十七年三月陸軍省訓令第三號)

本年勅令第三號陸軍監獄條例第十五條ニ依リ刑事被告人タル婦女ヲ地方監獄ニ囑託シタルトキノ費用ハ其囑託ヲ爲シタル衛戍監獄ニ請求スル儀ト心得ヘシ



刑 事 訟 法 附 屬 法 終

〔 著 作 權 所 有 〕

明 治 三 十 年 十 一 月 八 日 印 刷  
 明 治 三 十 年 十 一 月 十 日 初 版 發 行  
 明 治 三 十 年 十 二 月 十 日 再 版 發 行  
 明 治 三 十 一 年 四 月 廿 二 日 增 補 印 刷  
 明 治 三 十 一 年 四 月 廿 五 日 三 版 發 行  
 明 治 三 十 一 年 九 月 三 日 增 補 印 刷  
 明 治 三 十 一 年 九 月 六 日 四 版 發 行  
 明 治 三 十 一 年 十 月 廿 五 日 五 版 發 行  
 明 治 三 十 一 年 十 二 月 十 日 六 版 發 行  
 明 治 三 十 二 年 三 月 十 五 日 七 版 發 行  
 明 治 三 十 二 年 九 月 廿 三 日 增 補 印 刷  
 明 治 三 十 二 年 十 月 八 日 八 版 發 行  
 〔 改 正 定 價 金 九 拾 錢 〕

編 者 博 文 館 編 輯 局

東 京 市 日 本 橋 區 本 町 三 丁 目 八 番 地

發 行 者 大 橋 新 太 郎

東 京 市 麴 町 區 內 幸 町 一 丁 目 五 番 地

印 刷 者 多 田 三 彌

東 京 市 麴 町 區 內 幸 町 一 丁 目 五 番 地

印 刷 所 惠 愛 堂

東 京 市 日 本 橋 區 本 町 三 丁 目

發 兌 元 博 文 館



增訂第九版發行

内閣總理大臣侯爵山縣有朋君題辭  
司法大臣 清浦奎吾君序文  
博文館 編輯局編纂

小包 十里迄 金拾三錢  
百里迄 金貳拾四錢  
料 百里外 金四拾八錢

現行日本法令大全

全壹冊 菊判洋裝  
背皮 金文字上製  
紙數 二千七百頁  
正價 金參圓  
目方八百目

○本書は明治元年より本年六月に至る三十二年間に於ける法令は法律と命令とを問はず、訓令告示に論なく其必要なるものは悉皆之を網羅せり而して目錄は總目次あり、類別目次あり、編年目次あり、いろは別索引あり、故に所要の法令は自在に搜出し得べし、實に國民最一の寶典なり。品賣切れぬ内續々御注文を希望す

發兌元

東京日本橋區  
本町三丁目

博文館

坪谷善四郎君著

改正府縣制郡制釋義

全壹冊洋裝菊判  
正價金三拾五錢  
郵稅 六錢

▲大坂朝日新聞評：本年三月法律第六十四號及六十五號を以て發布されたる新法府縣制郡制を兩者對照し、逐條釋義の法に依て説明せり、此種の書世に乏しからざるも、弊の繁簡其宜を失ふに在るもの多し、本坪谷氏の文大體に涉りて、法文の精神を解明し、煩雜を避け、實際に就て平易に叙したる所、好釋義の一たるべし、直截にいへば物慣れたる解義の仕方にして、分り易し、附するに地方官官制府縣會郡會議員配當規程及、選舉投票規程を以てす好用意なり。

伯爵大隈重信公序文○太陽記者鳥谷部春汀君編

内地雜居 改正條約案内

全壹冊洋裝菊判  
正價金貳拾錢  
郵稅 六錢

▲東京日々新聞評：條約改正の沿革より説起して新條約の性質内地雜居及關稅に關し詳細に且平易に解釋を試みたるもの今時に當りて我國民の座右に缺くべからざる必要書なり云々



纂編局輯編館文博

再版 新撰帝國法典 增訂

明治初年より明治三十一年五月に至る緊要の法令は羅して漏さず收めて本書にあり、其排列の整正なる索ぬる所の法規は搜索一過直ちに之を搜出るを得べく、校正嚴密にして全篇を通して一の誤謬を認めず、且つ製本小形なれば携帯に頗る便に披閱に煩ならず、良紙堅裝他に其比を見ず、請ふ机上一本を備へ玉はんことを。

發兌元

東京日本橋區本町三丁目

博文館

全壹冊總クローヌ金文字入千八百頁  
正價 金七拾五錢 郵税 金拾四錢

辭君福尊家千題爵男事知府京東  
文序君一友上井官記書務內  
纂編郎三金見驚屬府京東

書 本  
改正府縣制郡制を根據として爾後發布せられたる勅令●省令は勿論●歳入出豫算及其説明書式等より●市制●町村制●國稅徵收法●營業稅法●土地收用法●災害土木費●國庫補助法●蠶種檢査法●罹災救助基金法●中小學校令●行政裁判法●民事訴訟法の如き細大となく之を集録せり。

改 正 府 縣 制 郡 制 並 關 係 法 規

全壹冊菊判  
正價 金五拾錢  
郵税金八錢

今や改正府縣制郡制は普く各府縣に施行せられ、代議機關の組織目睫に迫れるに際し、本書の編纂あるは實に自治の指針、暗夜の照燈と謂つ可し、凡そ地方の名譽職に在る人は勿論、自治機關の選舉に關係ある人は、座右一本を缺くべからざるの良書なり。



法學士栗本勇之助君著

再版

# 帝國商法釋義

再版

全壹冊洋裝美本紙數千四百餘頁  
正價金貳圓 郵稅貳拾錢(前金)

●帝國商法の條文殆ど一千條に近く、各條皆な深遠の法理を包含し、能く之を運用して、各自の權利利益を失はざらんとするは容易の事にあらず、著者は多年專攻の學識を以て新商法に對し、逐條簡明平易に解釋說明し、以て法律思想なき者にも、一讀して其意義を解し運用を誤らざらしむ、近時同種の著書少なからず、雖、繁簡詳略其宜きを得、何人にも讀みて最も利益多きものは稀なり。

發兌元

東京日本橋區  
本町三丁目

博文館

日本郵船株式會社社員  
法學士甲野莊平君譯述

# 共同海損法

附錄目次

佛蘭西商法共同海損法  
獨逸商法共同海損法  
ヨーク、アントワープ規則  
日本商法共同海損法

全壹冊洋裝美本總クローズ紙數六百頁  
正價金壹圓貳拾錢 郵稅金拾錢(前金)

◎緒言◎定義及び一般原則◎共同海損◎積荷の犠牲◎船舶の犠牲◎非常經費◎救助料◎非常經費◎避難港の經費△原則△原則の應用共同海損の精算◎精算を制定すべき時日場所及び事實◎賠償額の計算方法◎經費支拂◎犠牲◎分擔利益及び其價值◎共同海損に對する積荷の留置及び適法の救濟方法

發兌元

東京日本橋區  
本町三丁目

博文館



著君豊田上士學法

# 親族法民 義釋

凡そ法令中、吾人に最も緊切なるものを民法と爲し、民法中吾人に最も緊切なるものを**親族篇**及び**相續篇**と爲す。蓋し前者分及親族關係を規定し、後者は吾人死後の財産の處分を規定するものなれば也、而して此二篇今や此書に依て解説せらる説明簡淨、條理井然、法律の眞意と立法の精神とは、兩々發揮せられて紙上に躍如たり。

全一冊  
正價上  
製五十  
錢郵稅  
十錢並  
製三十  
五錢郵  
稅八錢

著君雄昌尾九士學法

# 民法民 義釋

**總則篇**は民法全篇に通ずる大則を定め、**物權篇**は古人の有する權利の得喪變更に關する事を定む。今此書、此二篇に就き説明すること丁寧親切而かも繁冗に流れずして、能く立法の精神を發揮する處解釋の**權利擁護の師友**とては、之に勝る處を見ざるものなし請ふ愛讀を賜へ

全一冊  
正價上  
製五十  
錢郵稅  
十錢並  
製三十  
五錢郵  
稅八錢

著君太直谷熊士學法

# 法律汎論

全壹冊再版

職業如何を問はず安全に國民生活を爲さんと欲せば先づ法律の大體に曉通せざるべからず本書は此目的を達せしむるに於て最も適切なるものにして之を讀む人は容易に法律の大體觀念を法的に説明すると同時に其主要なる法律の精神梗概を了知せらるべし

正價上  
製金五  
十錢郵  
稅十錢  
並製金  
三十五  
錢郵稅  
八錢

著君渡長山九士學法

# 法理學

全壹冊

法理學の目的は法律現象に關する通素を講究するにあたりて其業や甚だ至難なれども從來坊間に闕く所のもの多くは外國書の翻譯に過ぎずして我國の法理に適せず、本書は其時代と場合とによりて法理の何者なるを詳説せり、蓋し斯學唯一の要書といふべきなり。

正價上  
製金五  
十錢郵  
稅十錢  
並製金  
三十五  
錢郵稅  
八錢



# 官民必携法律書

法學士中山文次郎君著

## ● 不動産登記法正解

全壹冊洋裝並製 正價三拾錢 郵稅六錢

東京地方裁判所書記乾敬一君著

## ● 不動産登記申請實用

全壹冊洋裝並製 正價貳拾錢 郵稅四錢

博文館編輯局編纂

## ● 舊列對照 改正官制全書

全壹冊洋裝大判 正價八拾錢 郵稅拾錢

坂東陸藏君編纂

## ● 現行契約證書大全

全壹冊洋裝中判 正價貳拾錢 郵稅四錢

法學士梶原仲治君著

# 民事訴訟法

義 釋

全 壹 冊

新説の勝敗は手續に通否に關すること大なり、本書著者は多年斯學の研鑽に委身し、複雑の規定を説くに簡淨の筆を以てし議論明確序次整然其規定する所の手續は卷を舒べて知るべし説去り説來つて世間未だ之あらざるなり

正價上 製金五 十錢郵 稅拾錢 並製金 三十五 錢郵稅 八錢

法學士添田壽一君著

# 商法汎論

全 壹 冊

商業に従事する者は詳かに商法の規定を知らざるべからず、本書は著者が新商法に就て其大體の法理と立法の趣旨とを基礎として最も簡易明瞭に編述したるものあり。先づ之を見れば商法の條文を逐ふの煩勞なく商法の精神に通曉するを得べきなり

正價上 製金五 十錢郵 稅十錢 並製金 三十五 錢郵稅 八錢



# 官民必携法律書

市岡正一君編纂

●**必携戶籍事務實行問答**  
全一冊 洋裝並製 正價三拾錢 郵稅六錢

宮川大壽君註釋

●**理由改正戶籍法典**  
全一冊 洋裝並製 正價三拾錢 郵稅六錢

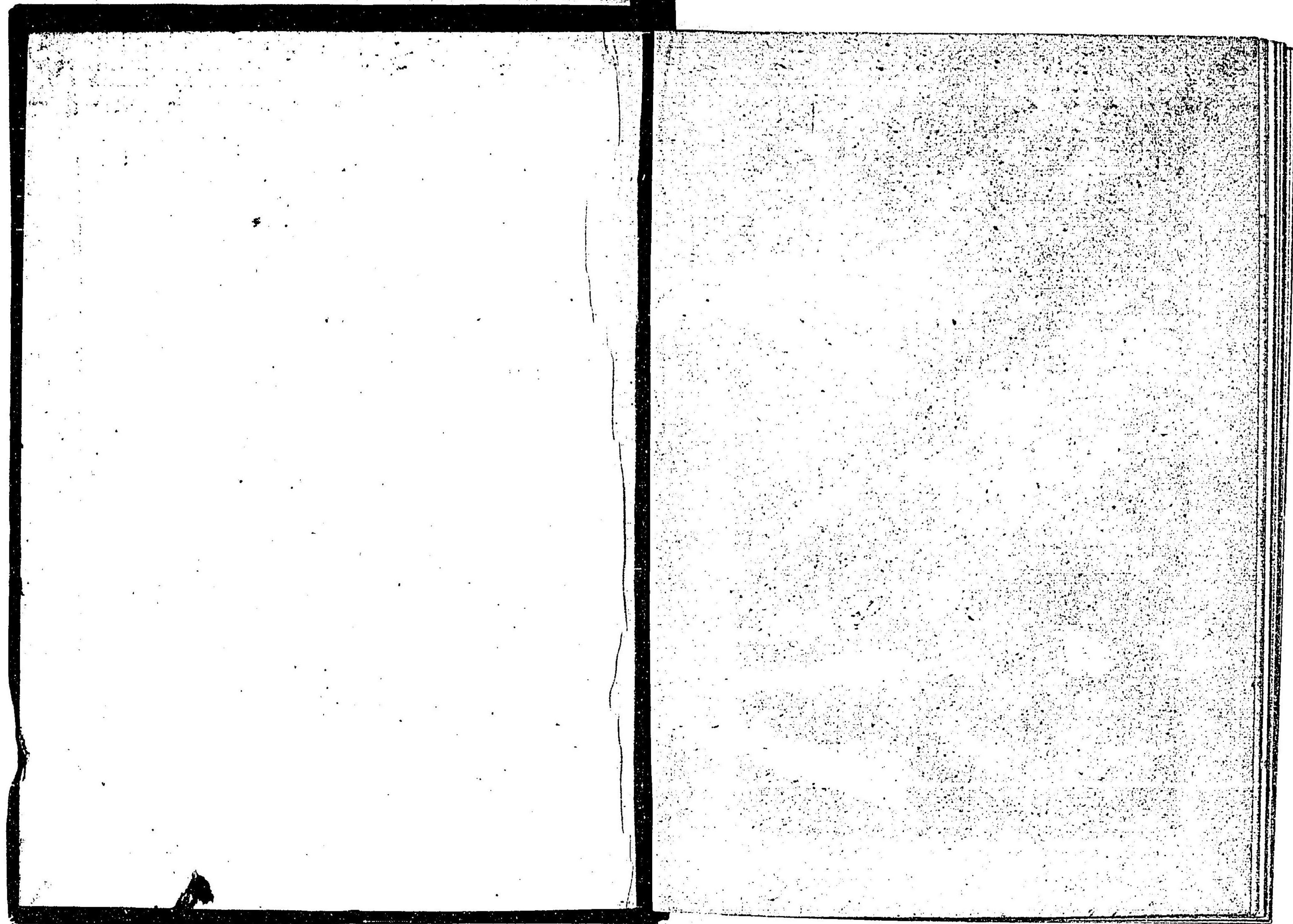
市岡正一君編纂

●**市町村事務取扱全書**  
全一冊 洋裝並製 正價八拾錢 郵稅拾錢

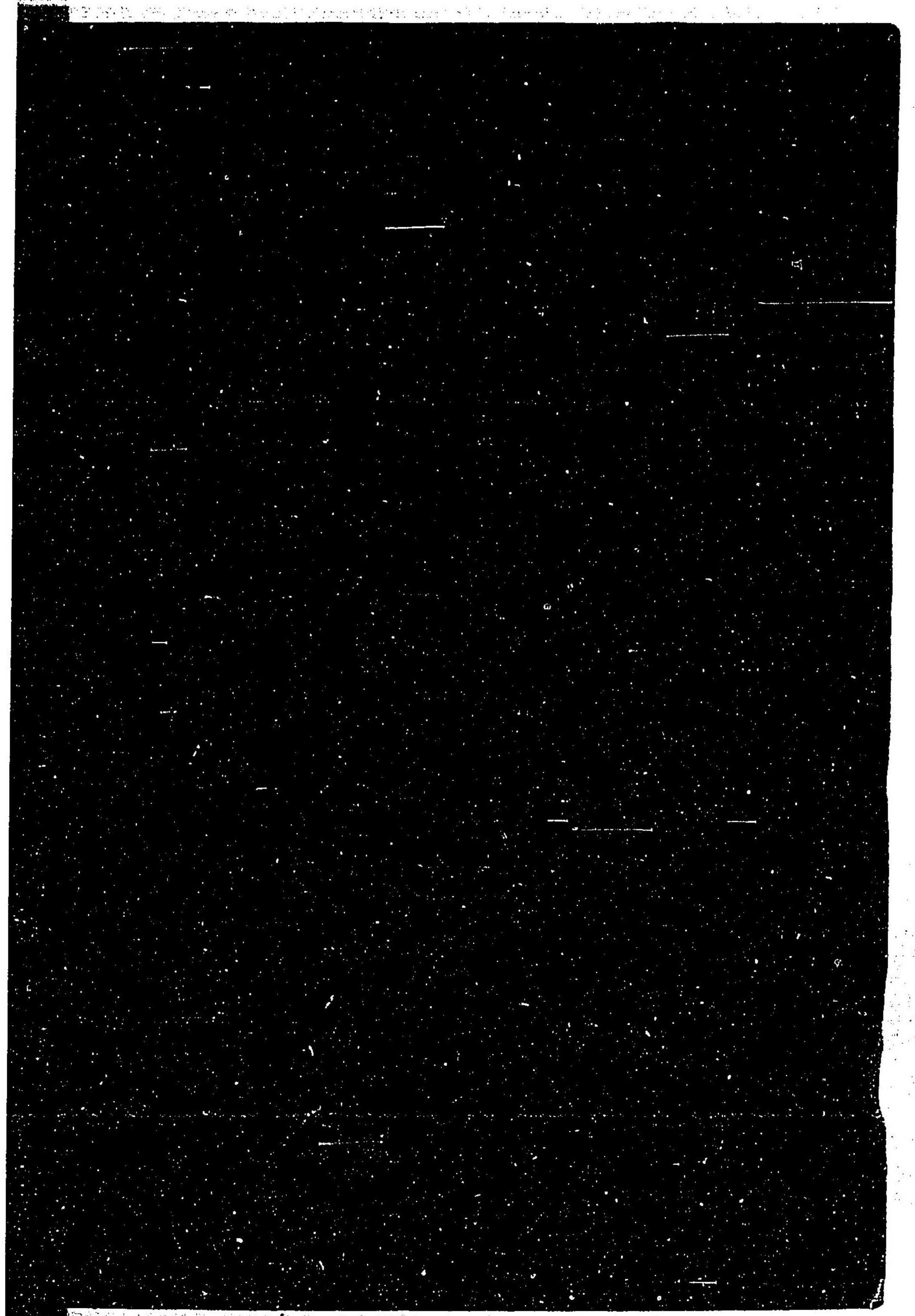
市岡正一君編纂

●**改正戶籍事務取扱全書官**  
全二冊 洋裝並製 正價一圓五十錢 郵稅十六錢











禁電子式複写



